

2018 年 4 月 30 日

米国会社ワシントン事務所長

峰尾 洋一

mineo-y@marubeni.com

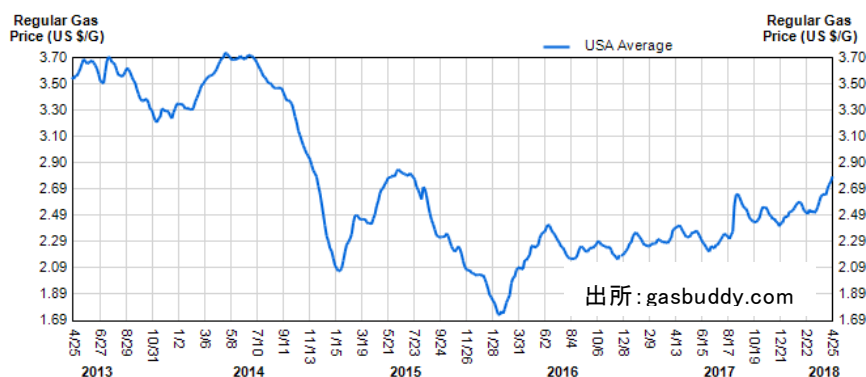
目立ち始めたガソリン価格の上昇

I. 需要増を背景に上昇するガソリン価格

ガソリン価格は 3 年ぶりの水準を回復

EIA（米エネルギー情報局）が 4 月 23 日に発表した米国のガソリンの平均価格は 2.80 ドル/ガロンに達した。前週比で 2%、この一ヶ月強で約 10% 上昇した結果、2015 年以来、約 3 年ぶりの高値となっている。

ガソリン価格の推移



内外に多数の価格上昇要因

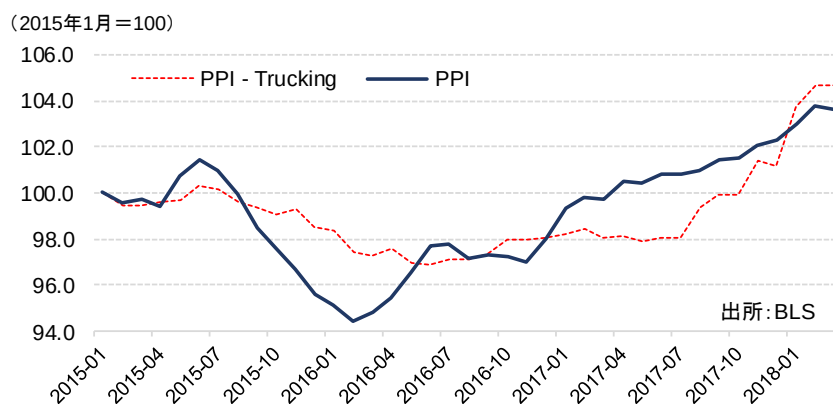
価格上昇の最大の理由は好調な景気動向による需要拡大である。夏のドライブシーズン前にも関わらず、ガソリン需要は 986 万バレル/日（4 月 13 日週）と史上最高水準を記録しており、今後も更なる拡大が予想されている。経済が好調なのは米国だけではない。4 月に発表された IMF（国際通貨基金）予想によると、2018 年の世界経済の成長率は +3.9% と 2017 年の +3.8% から一段高となる見通しだ。原油価格は世界的な需要拡大に加え、中東やベネズエラ等での地政学的リスクの高まり、過剰在庫の縮小、OPEC（国際通貨基金）とロシアの協調減産延長の憶測などの上昇要因があるため、WTI（ウェスト・テキサス・インターミディエート）は年初の 60 ドル/バレルの水準から 70 ドルを試す展開になっている。

輸送コストの高騰

トラック輸送が貨物輸送の 71% を占める米国ではガソリンやディーゼル等の燃料価格の高騰は輸送コストの上昇に直結する。トラック輸送の PPI（生産者物価指数）は直近の 3 ヶ月平均で前年比 +6.2% となっており、PPI 総合指数（同 +3.9%）を大幅に上回っ

ている。以前から指摘されてきたドライバー不足の深刻化も輸送コスト増の潜在的な要因である。ATA（米国トラック協会）によると、ドライバーの不足数は2017年末の5万人から2026年には17万人に達する見通しだ。全米のトラックドライバーは350万人だが、平均年齢は49歳と高齢化が進んでおり、新規の成り手も少ない。昨年12月にはドライバーの運転時間を電子機器で記録することを義務付ける連邦規制が導入されるなど、業界の監視も厳しくなっており、自動運転が実用化されるまでは運転手不足が輸送におけるボトルネックであり続けるとみられる。

生産者物価指数(PPI)の推移 - 総合指数及びトラック輸送



II. インフレが減税効果を打ち消す可能性

コモディティ価格の上昇 が企業業績を直撃

第1四半期の決算発表では、多くの企業が事業環境におけるコスト増を指摘している。例えば、コカコーラではトラックの供給が旺盛な商品需要に追いつかず、輸送費が前年比20%増に膨らんだと説明している。P&G、ネスレといった消費財企業でも輸送費や原材料費の高騰について言及している。昨年から一直線で上昇してきた株式市場は今年に入り、一進一退の動きを続けているが、コモディティ価格の上昇が企業の収益性を悪化させるとの観測も影響しているものと考えられる。

3%を回復した10年国 債利回り

4月24日には10年国債利回りが4年ぶりに3%を上回ったことも注目されている。ガソリンだけでなく、経済の各所でインフレの実感が出てきており、いよいよ労働市場の逼迫から賃金上昇が顕在化する兆しもある。この結果、FRB（米連邦制度準備理事会）が金融引き締めペースを加速させる可能性が指摘されており、今後は自動車や住宅などの景気敏感業種への影響が懸念される。

10年国債利回りの推移



インフレの景気への影響 と中間選挙の関係

ガソリン価格の上昇は今後、米国経済のリスク要因として注目されよう。最近ではガソリン価格の上昇によってトランプ政権の目玉政策である税制改革による減税効果が打ち消されるといった論調も見られ始めている。とくに低所得者層への影響が大きく、所得下位20%の層ではガソリン支出が所得の8%を占める一方、税制改革による減税メリットは年間50ドルに過ぎないとの試算もある。ガソリン価格の上昇が消費抑制を通じて景気後退を招いた場合、トランプ政権の支持率が低下し、中間選挙の結果を左右しかねない状況にもなり得る点には注意が必要である。

以上/井上

本資料は公開の対象を丸紅グループに限定しています。グループ外への本資料の提供はご遠慮ください。

本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、丸紅米国会社ワシントン事務所（以下、当事務所）はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。

本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当事務所は何らの責任を負うものではありません。

本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。

本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当事務所の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。